

諮問日：令和4年3月28日（令和3年度（情）諮問第48号）

答申日：令和4年7月27日（令和4年度（情）答申第15号）

件名：東京地方裁判所における過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判の判決日の警備又は清掃の日報の不開示判断（特定不能）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判（民事又は刑事を問わず）の判決日の警備又は清掃の日報（警備又は清掃いずれも開示が可能な場合は、いずれか頁数が少ないのもの。頁数が同じ場合は、警備の日報）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書が特定できないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和4年1月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 苦情申出人の請求文書は、「過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判（民事又は刑事を問わず）の判決日の警備又は清掃の日報（警備又は清掃いずれも開示が可能な場合は、いずれか頁数が少ないのもの。頁数が同じ場合は、警備の日報）」である。

なお、「警備又は清掃の日報」が対象文書であり、「過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判（民事又は刑事を問わず）の判決日」は対象の日付である。

そうすると、請求しているものは警備又は清掃の日報にすぎず、いずれの文書も保存期間があることから、調査対象期間が限られている。そのため、限られた期間の限られた対象の中から対象の裁判を探し、該当日の文書を開示すればよいだけである。

なお、文書を探すのに手間がかかる等は文書を特定できない理由にはならないのは言うまでもない。

よって、文書を特定できないとする理由がなく、文書があるか否かを確認の上、開示又は不開示の判断をすべきである。

- 2 本請求の目的は、東京地方裁判所の特定人が、「受領書」という文書に関する裁判に言及する説明を苦情申出人に行ったが、その裁判の出典などの根拠が不明確であったことから、当該裁判の手がかりを知るためのものである。

なお、苦情申出人は、東京地方裁判所に対して、別途書面で苦情申出人の開示請求の趣旨は特定人に確認してほしい旨、連絡を行っている。

- 3 東京地方裁判所の補正の内容は、書面で苦情申出人に質問して回答書の提出を求めるものであった。具体的に質問の趣旨の説明もなく、どういった補正が必要なのか説明がされないまま、一方的に回答を求めるものであり、追加の質問も行われなかった。

さらに、開示決定の期限を何度も延長する一方で、補正に対する回答がない場合は補正されないものとして扱うという一方的なものであった。

なお、苦情申出人が東京地方裁判所に対して提出した書面は、過去に苦情申出人が行った開示請求の対応と、今回の東京地方裁判所の対応が異なることから、補正を求める書類の質問の趣旨を確認するためのものである。これに対して東京地方裁判所からは回答がなく、苦情申出人は東京地方裁判所から受け取った補正依頼の質問内容が不明確なまま、回答ができない状況にあった。

このように、補正の仕方等に不十分な点があり、なぜ文書が特定できないのか、苦情申出人は何ら把握できない状況である。このような対応では、苦情申

出人は同様の開示請求を繰り返し行わざるを得ないこととなることを鑑みれば、東京地方裁判所の対応は開示請求制度の趣旨に反するものである。

以上のとおり、文書を特定できないとするのは不適切な判断であり、当該不開示の是正の指示を求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、民事又は刑事を問わず過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判（以下「対象裁判」という。）の判決日の警備又は清掃の日報の開示を求めるものであるところ、原判断庁は、開示を求める司法行政文書が特定できないことから不開示の判断を行った。
- 2 苦情申出人は、開示を申し出た文書は、「警備又は清掃の日報」にすぎず、いずれの文書も保存期間があることから、調査対象期間が限られているため、当該期間の中から対象裁判を探し、該当日の警備又は清掃の日報を開示すればよいだけであり、文書を特定できないとする理由がなく、文書があるか否かを確認の上、開示又は不開示の判断をすべきである旨主張する。

しかし、ある裁判が「受領書」と題する文書の解釈を示したものであるか否かは、客観的かつ一義的に定まるものではないことから、原判断庁においては、本件開示申出の内容では、開示を求める司法行政文書を特定することができなかったものである。

なお、原判断庁は、苦情申出人に対し、令和3年9月3日付け「司法行政文書開示申出書の補正について」（以下「本件補正依頼」という。）により開示を求める司法行政文書を特定できるよう補正を求め、同月6日付け「補正依頼の質問内容の確認について」（以下「本件提出文書」という。）の提出を受けたが、「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判がどういったものなのかについて言及されておらず、本件提出文書の記載内容によっても開示を求める司法行政文書を特定するには至らなかった。

- 3 なお、苦情申出人は、本件補正依頼がその趣旨の説明やどういった補正が必

要なのか説明がされないまま一方的に回答を求めるものであることや、過去に苦情申出人が行った開示申出との対応の違いについて説明を求めても原判断庁から回答がなかったこと等から、補正の仕方等に不十分な点があり、なぜ文書が特定できないのか申出人には何ら把握できない状況であり、原判断庁の対応は開示請求制度の趣旨に反するものである旨主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年3月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月17日 審議
- ④ 同年7月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁は、本件開示申出書からは開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、苦情申出人に対し、本件補正依頼により、開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたが、苦情申出人から原判断庁に対し提出された本件提出書面の記載内容によっても、開示を求める司法行政文書を特定するには至らなかったとのことである。本件開示申出書の記載内容、本件補正依頼の内容及び本件提出書面の記載内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。
- 2 苦情申出人は、開示を申し出た文書は、「警備又は清掃の日報」にすぎず、いずれの文書も保存期間があることから、調査対象期間が限られているため、当該期間の中から対象裁判を探し、該当日の警備又は清掃の日報を開示すればよいだけであり、文書を特定できないとする理由がなく、文書があるか否かを確認の上、開示又は不開示の判断をすべきである旨主張する。しかし、本件開

示申出書には、「過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判（民事又は刑事を問わず）」と記載されているが、ある裁判が「受領書」と題する文書の解釈を示したものであるか否かは、客観的かつ一義的に定まるものではなく、本件開示申出書の記載内容からは本件開示申出の対象文書を特定することはできない。苦情申出人は、本件提出書面においても、「過去に「受領書」と題する文書の解釈を示した裁判（民事又は刑事を問わず）」について言及しておらず、本件提出書面の記載内容を踏まえても、本件開示申出の対象文書を特定することはできないと認められる。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

苦情申出人のその他の主張については、いずれも原判断の当否に関するものではなく、上記1の判断を左右するものではない。

したがって、本件開示申出文書について、東京地方裁判所において開示を求める司法行政文書を特定できなかったと判断したことは相当であると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかったと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子